第 58 号（第65条関係）（平27内府令６・全改・旧第59号繰上、令元内府令12・一部改正）

練　習　射　撃　場　指　定　書

年　　月　　日

申請者　　殿

公安委員会　　印

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の９第１項の規定により、下記のとおり練習射撃場として指定する。

指　定　番　号	
指 定 年 月 日	
射撃場の名称	
射撃場の所在地	
射撃場の区分	
使用できる銃砲	
使用できる実包	

備考　１　用紙は、洋紙とすること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。